

(続紙 1)

京都大学	博士（ 経済学 ）	氏名	柚木 孝裕
論文題目	知的財産権の実証分析に関する一考察		
(論文内容の要旨)			
本論文は、現代の知的財産権が抱える多くの問題に対し、特に以下の二点に関して、「法と経済学」の視点から、著者が作成したデータセットを利用した定量的手法に基づき議論を行うことを意図している。論文の主要な分析は、「日本の特許侵害訴訟を法と経済学の視点から分析する」ことに関するものであり、付随的に、「コンピューターにおけるオープンソースライセンスの、産業全体のライセンス構造」の考察がなされている。 第2章では、法と経済学の視点から、特許権侵害訴訟における和解と終局判決に関する理論的整理を行う。本章では先行研究である Shavell(1989 RAND) の民事訴訟における訴訟開示制度(ディスカバリ)、Crampes and Langinier (2002 RAND) における特許権侵害訴訟の支配戦略に関する分析を日本の事例に基づいて拡張させている。特許権侵害の紛争が終局判決に至るプロセスを Fudenberg and Tirole(1992 ECMA) の再交渉ゲームを用いて分析している。本章では、特許権侵害者側が私的情報を持つ状況下では一回目の裁判手続きでの支配戦略が存在しない事、一回目でのライセンス交渉に関する破談の条件、訴訟開示手続きにおける誘因両立制約の3点が解明されている。誘因両立政略から外れた状況下では、特許権者と特許権侵害者が和解に至らず、終局判決となる事が明らかとなっている。 このような理論的整理にもとづいて、第3章以降では、第2章で明らかになった終局判決に至るプロセスを歩んだ特許係争事件をサンプルとし、裁判所がどのような判断を下したのか、という点に関して実証分析を試みている。第3章から第6章では、日本の特許権侵害訴訟に関する実証分析を実施している。今回の分析では特許請求項の改善多項制が導入された 1988 年から2010年12月末までの特許権侵害訴訟の終局判決と特許経済分析DBを結合させたデータセットを構築し、それを用いている。 第3章では1988年から2003年における日本籍法人が保有し、原告被告とも日本籍法人となる 79 件をサンプルとする多項プロビットによる推定を行い、事前確率に基づく先行研究、及び法学での 特許権侵害認定との比較検討を試みている。分析結果として、特許法で侵害を認定する要因となる特許権請求項数と、訴訟規模を示す訴訟手続費用が有意でという結果を得ている。 第4章では、1988 年から2005年の改正特許法及び知的財産高等裁判所設置法施行前の475件のサンプルに対する、操作変数を含むクロスセクションプロビット分析による推定を試みている。ここでは、一部業種の交叉項が前方引用件数で有意、特許請求項数で単一請求項が切断ダミーで有意、技術の新規性を示すサブクラス数で、特許権者の属性ダミーが有意、固定項としては高裁ダミーとキルビー最高裁判決ダミーが有意という結果が示されている。 第5章では、第4章の分析に用いたデータセットを拡充させ、実証分析を行っている。観測期間としては、2005 年 4 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日と設定したうえで、特許権侵害訴訟における確定判決時での侵害認定確率を、知財高裁導入前と導入後の2つのデータセットを用いて推定を試みている。第4章と第5章では異なるモ			

デルを使っているため比較する事は難しいが、知財高裁導入による影響を定量的に測定するための観測期間、という設定になっている。推定結果としては、第4章と異なる結果となっている。特に顕著であった点は、前方引用件数、特許請求項数に関して、特定個数以下のみで有意な推定値が算出された点と、サブクラス数において業種間ダミーが有意であった点が指摘されている。

第6章では、第4章と第5章の分析に用いたデータセットに関し、分析手法を変える事で Priest-Klein 仮説を、日本の特許権侵害訴訟に関して検証を試みる実証分析を行い、一度の構造変化をモデル内に含む単位根時系列モデルによる推定を試みている。本分析では、キルビー特許最高裁判決の翌日から 2010 年末までの観測期間で、特許権者の訴訟に関する勝率を四半期単位で計算し時系列データとしたうえで、推定結果としては、レベルにおける構造変化を伴うモデルが採択されている。また、構造変化は平成16年第3四半期から見られ、知財高裁導入後の終局裁判がより侵害認定をうけるという結果となっている。また、AR(1)項に強い負の推定値を見せた事、単位根の存在は強く棄却された事から、裁判所の判断は自身の前期の影響が強いものの、定常性を持つ事が示され、Priest-Klein仮説が成り立つ事が示されている。

第7章では、オープンソースライセンスの制度全体の構造に関して考察が試みられている。特にLeggig (2001), Baldrin and Levine(2008) で言及されている「コピーレフト」の概念を他のコンピューターソフトウェアライセンスと比較可能な形式に置き換えた上で、新しい分析手法と形態に関して考察を試みている。本推定では、GPL、BSD、Apacheの三種類のクラスターに分ける事が出来た点、利用形態では単独利用と組み合わせ利用の2クラスターに分ける事が出来た点が明らかにされている。

第8章では、第3章、第4章、第5章、第6章、第7章の推定結果から知的財産権の実証分析に関する総括と、第2章の経済理論分析から得られた知見から、今後の展開可能性に関して検討を試みられている。第9章では、本稿の分析に用いたデータセットに関する詳説を掲載している。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本論文の学術的な貢献は、何よりもまず、日本の知的財産権が抱える多くの問題を前提として、このテーマに関する最初の研究を、「法と経済学」という統一的な視点から体系的に分析して、その成果を上梓したことである。国際的に共通化されているフレームワークを用いて、日本の事例を分析したことは、この成果が直接に海外の事例と比較可能であることを意味しており、その意義は高く評価されてしかるべきである。さらに、著者は、この研究を行うについて、分析に必要なデータセットを自ら作成しており、この、時間を要する丹念な作業にコミットしたことも、同様に高い評価が与えられて当然である。このように、国際的に共通のフレームワークにもとづき、かつ、オリジナルなデータセットを構築して、熟考された定量的手法を駆使して分析を展開し、実証分析を行った各章では個別に非常に有意義な推計結果を得ている。その意味では、「日本の特許侵害訴訟を法と経済学の視点から分析する」という目標は十分に達成されていると評価される。

このような学術的な貢献が多大な論文ではあるが、同時に内容と形式についていくつかの課題が残されている。まず、内容に関して最も顕著な問題は、第2章の理論的な整理と第3章以降の実証分析との不整合についてである。すなわち、第2章の理論的考察は、特許権者と特許権侵害者が本訴にいたる以前の訴訟戦略が対象とされているが、一方、第3章以降の実証分析では、そのような訴訟戦略自身の考察は行われず、実際に本訴に至り、特許権侵害訴訟の侵害認定に関する裁判所の確定判決が出された場合のみ考察されている。この特許侵害訴訟の当事者が採用する戦略と司法、裁判所が下す判断とは当然関連するものではあるが、研究対象としてはまず独立のものとして分析がなされなければならない。このような論理的な不整合が本論文の中核に見受けられるのは残念である。

また、本論文は、特に第2章の理論的な考察において、既存研究における理論分析の結果と著者のオリジナルな論点とが厳しく峻別されていない箇所が見受けられる。理論的考察において、自己のモデルの独自性を強調するよりも、既存研究とのつながりを意識したためだとしても、今後はより慎重な叙述が求められる。さらに、本論文は、一般的に既存研究の引用、紹介において、特に読み手に不親切な叙述が散見される。既存研究を単に文献として引用するだけでは、その研究上の重要性は読み手には理解されない。既存研究の分析結果を要約して、その意義を明確にした上で、筆者自身のオリジナルな考察を展開すべきである。

このような問題点から理解されるように、本論文は多くの課題を残したものとなっている。特に、上記の理論的な考察と実証的な分析との不整合にかんしては、特許権者と特許権侵害者が、それぞれ裁判所が判決を下す前に、訴訟取り下げや和解を選択する選択肢を含んだより包括的な考察が不可欠であると考えられる。この脈絡で、本論文が採用している経済学的モデルの論理設定と、実際の民事訴訟、司法による判断とのギャップは考慮する必要があるだろう。本論文のモデルでは捨象されているが、法学では、当該の法令、判例、立法趣旨といった要因を加えて重視している。本論文の分析がより包括的で説明力の高いものになるために、このような法学特有の要因に対する配慮が不可欠であろう。

このような内容、形式上の問題点あるいは課題にもかかわらず、本論文は、博士(経済学)に相応しい独創性と高いレベルの実証成果を備えていると評価できる。

なお、平成24年2月17日論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果合格と認めた。